

13	育児休業を取得した場合の上のお子さまの在園期間は、下のお子さまが満1歳になる年度の末日までとなります。それ以上育休を延長する場合、上のお子さまは退所となります。 (例) 下のお子さまの出生日が令和5年10月1日の場合 ⇒ 令和7年3月末まで在園可能
14	求職活動の方は、入所後3か月以内に月60時間以上の就労が確認できる就労証明書を提出してください。提出がない場合は退所となります。
15	2か月間1度も登園がない場合は、退所となります。なお、原則として登園していない期間も保育料等はかかります。
16	保育所等に在園中、成田市外に転出する方は原則退所となります。転出後も継続して利用を希望する場合は、成田市内に勤務地がある等の条件があります。必ず転出前に成田市及び転出先の市区町村にご相談ください。
17	入所保留中に成田市外に転出する場合、入所申込みは取下げとなります。
18	提出された就労証明書や学生証の内容について、勤務先や就学先に問い合わせることがあります。
19	適正な保育の実施や保育料の決定を行うため、関係機関から資料を取得することがあります。また、関係機関からの求めに応じ資料を提供することができます。
20	保育料の算定に必要な税情報が確認できない場合は、最高階層で決定します。
21	保育料を滞納した場合、督促状が送付され、延滞金が発生します。自主納付がない場合には、滞納金額にかかわらず、預金・給与等を調査のうえ、財産の差押えを行います。また、保育料の収納情報を必要に応じて保育所等に提供します。
22	保育所等の運営や利用調整に関する規則等は変更になることがあります。
23	「令和6年度保育所等利用のしおり」の内容についてご理解いただいたうえでお申込みください。

(あて先) 成田市長

入所申込みにあたり、以上の記載事項について同意します。

(署名欄)

年　月　日

住　　所 成田市

保護者氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

## 令和6年度保育所等利用希望申込書（児童台帳）

(あて先) 成田市長		年月日	
住所	成田市		
ふりがな	ふりがな		
保護者氏名 続柄( )	保護者氏名 続柄( )		
携帯電話	携帯電話		
メールアドレス			
入所児童	(ふりがな) 氏名		生年月日
			年月日生
入所を 希望する 保育所等	第1希望	第2希望	第3希望
	第4希望	第5希望	第6希望
	第7希望	第8希望	第9希望
	第10希望以下		
	保育の実施を希望する期間		年月1日から教育・保育給付認定有効期間の末日まで
保育の利用を必要とする理由 就労・出産・疾病・介護・求職活動・就学 のため（該当するものに○）			

○入所児童の家庭の状況 ※住民票上世帯が別であっても、同一住所の方は全員ご記入ください。

	(ふりがな) 氏名	入所児童 との続柄	性別	生年月日	職業等
保護者及び同一 住所者			男・女	年月日	
			男・女	年月日	
			男・女	年月日	
			男・女	年月日	
			男・女	年月日	
			男・女	年月日	
			男・女	年月日	
※ 市 記 載 欄	入所保育所等		教育・保育給付認定内容		受付印
	月		月	標準・短	就労・妊娠・疾病・介護 求職・就学・育休・DV・他
	月		月	標準・短	就労・妊娠・疾病・介護 求職・就学・育休・DV・他
	月		月	標準・短	就労・妊娠・疾病・介護 求職・就学・育休・DV・他
	月		月	標準・短	就労・妊娠・疾病・介護 求職・就学・育休・DV・他

※太線の中を記入してください

A. 家庭及び児童の状況について (該当する箇所に✓印をつけてください。)

世帯の状況	<input type="checkbox"/> 一般世帯 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭 → ※児童扶養手当の受給( 無・有 )		事由 : { 離婚・死別・別居・未婚 }  事由発生日 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 別居しているきょうだいがいる(子どもの名前: (住所: ) )		
現在の保育状況 (申込書提出時点)	<input type="checkbox"/> 保育所等・幼稚園に通園している……(利用施設名: ) <input type="checkbox"/> 親族が保育している……(母・父・祖母・祖父・その他: ) <input type="checkbox"/> 職場へ連れて行く……職場に保育施設が( 無・有 )		
児童の状況	障がい・疾病……無・有(名称: ) ※障害者手帳など(手帳の種類: )(等級や程度: ) ことばの相談室や療育施設などを利用……無・有 (利用施設名: )		
	食物アレルギー・宗教上の理由等により食べられない食材……無・有 食物アレルギー等: <input type="checkbox"/> 卵 <input type="checkbox"/> 乳 <input type="checkbox"/> 小麦 <input type="checkbox"/> その他( )		
	宗教上の理由: <input type="checkbox"/> 牛肉(□エキス不可) <input type="checkbox"/> 豚肉(□エキス不可) <input type="checkbox"/> その他( )		

B. 児童の祖父・祖母の状況について(死亡、不明の場合はその旨を記入すること)

区分		氏名	年齢	同居・別居	住所	(電話番号)
父方	祖父			同居・別居		( )
母方	祖母			同居・別居		( )
父方	祖父			同居・別居		( )
母方	祖母			同居・別居		( )

C. 児童の兄弟姉妹について ※小学校就学前の兄弟姉妹がいる場合は下記項目を記入してください。

小学校就学前の兄弟姉妹の状況	<input type="checkbox"/> 保育所等・幼稚園に在園している(園名: ) <input type="checkbox"/> 申し込まない(理由: )	
	① <input type="checkbox"/> 全員が同じ施設に同時に入所できなければ、入所できるまで待つ(②・③回答不要) ②全員が同時に入所できない場合(③も回答すること) <input type="checkbox"/> 利用を希望しない <input type="checkbox"/> 利用を希望する ※下記から更に1つ選択してください。 □ (児童名: )が先に入所できる場合のみ利用を希望する □ どの児童が先に入所できる場合でも利用を希望する	
兄弟姉妹で同時に申込みをする場合に記入(①又は②・③を回答すること)	③全員が同時に入所できるが、別々の施設になる場合 <input type="checkbox"/> 利用を希望しない <input type="checkbox"/> 利用を希望する ※下記のいずれかに○をしてください。 ※希望順位を優先する場合は別々の施設に入所することになるが、希望順位の低い施設であれば同じ園に入所できる場合( 同園になること ・ 希望順位 )を優先する	

# 保育所等入所に関する同意書

※以下の確認事項をよくお読みのうえ、署名をお願いいたします。

## 確認事項

確認事項	
1	入所手続きに必要な書類は、指定の期日までに必ず提出してください。書類の提出がない場合は、入所協議で不利になることがあります。期限を過ぎてから提出された書類は、翌月以降の協議の資料として取り扱います。
2	保育料に滞納がある方は必ず支払いを済ませてください。滞納がある場合、入所協議で不利になることがあります。
3	申込内容が事実と異なる場合、入所の決定を取り消すことがあります。
4	申込後、就労や世帯等の状況に変更が生じた場合は早急に保育課に連絡して下さい。変更が生じる場合は「子どものための教育・保育給付に係る認定変更認定申請書」及び添付書類を変更が生じる月の前月25日までに、保育所等または保育課へ提出が必要となります。
5	希望園を変更する場合は、変更希望月の受付期間内にご連絡ください。期限を過ぎてから連絡があった場合は、翌月以降の協議からの反映となります。
6	入所してしばらくの間は、お子さまが保育園に慣れていただくための慣らし保育があり、短時間の保育となります。なお、入所日より前に慣らし保育をすることはできません。
7	食物アレルギーや宗教上の理由等により食事に配慮が必要な場合は、その程度にかかわらず必ず保育所等にご相談ください。給食での対応は、原因となる食物を取り除いた除去食等を可能な範囲で提供しておりますが、対応できない場合は弁当の持参をお願いすることができます。
8	育児休業明けで申し込む場合は、入所した月の翌月の10日までに復帰する必要があります。期日までに復帰ができない場合は退所となります。
9	入所協議は希望のあった保育所等についてのみ行います。入所を希望する保育所等の数に制限はありませんが、必ず通う意思のある施設のみ希望するようにしてください。なお、お子さまの成育状況や施設の状況等によっては、受け入れ態勢が整わず、入所ができない場合もあります。
10	保育所等は様々な形態があり、施設によって保育内容が異なります。また、市が定めた保育料のほか、別途費用が発生する場合がありますので、事前にご確認のうえお申し込みください。
11	きょうだい同時申込みの場合、保育所等利用希望申込書のC欄（兄弟姉妹で同時に申込みをする場合に記入）の記入内容に基づいて協議を行います。協議の結果、指定した条件に合わない場合は、次にお待ちのお子さまから先に入所します。 例：姉妹が同時に同じ施設に入所することのみ希望している場合で、姉は入所できる状況であるが、妹が入所できないとき……姉についても保留とし、姉のクラスには別のご家庭のお子さまが入所します。
12	保育所等を利用するには、教育・保育給付認定を受けている必要があります。認定要件を満たさなくなったらときは退所となります。